

用語の解説

1. 年齢

平成13年10月19日現在における満年齢

2. ふだんの就業状態

15歳以上の人について、ふだん仕事をしているか否かによって、次のように区分した。

- ・有業者……ふだんの状態として、収入を目的とした仕事を続けている人。なお、家族従業者は、無給であってもふだん継続して仕事をしていれば有業者とした。
- ・無業者……有業者以外の人。

3. 行動及び時刻

- (1) 起床①：0時以降の60分を超えて続く睡眠の後に、睡眠以外の行動が30分を超えて続く場合、睡眠以外の行動の開始時刻。ただし、最初に現れた睡眠が12時以降の時間帯から始まっている場合は、「起床」なしとする。
- (2) 起床②：0時以降の60分を超えて続く睡眠の後に、睡眠以外の行動が60分を超えて続く場合、睡眠以外の行動の開始時刻。ただし、最初に現れた睡眠が12時以降の時間帯から始まっている場合は、「起床」なしとする。
- (3) 朝食開始：4時以降、11時前に開始される最初の食事開始時刻
- (4) 夕食開始：16時以降、24時前に開始される最初の食事開始時刻
- (5) 就寝①：17時以降28時（翌日の午前4時）前に始まり、60分を超えて続く場合の睡眠の開始時刻。ただし、24時以前に睡眠以外の行動が30分以上続く場合は、その後、28時（翌日の午前4時）前に現れる「睡眠」の開始時刻とする。
- (6) 就寝②：17時以降28時（翌日の午前4時）前に始まり、60分を超えて続く場合の睡眠の開始時刻。ただし、24時以前に睡眠以外の行動が60分以上続く場合は、その後、28時（翌日の午前4時）前に現れる「睡眠」の開始時刻とする。
- (7) 出勤①：最初の「仕事」の前にある「通勤・通学」の開始時刻。最初の「仕事」の前後に「通勤・通学」がなく、他の仕事の前後に「通勤・通学」がある場合は最初の「仕事」を前日からの仕事又は持ち帰り仕事とみなし、その次に現れる「仕事」の前の「通勤・通学」の開始時刻とする。他の「仕事」の前後に「通勤・通学」がない場合は最初の「仕事」の開

始時刻とする。

- (8) 出勤②：出勤①と同じ定義とするが、出勤時刻が17時以降の場合を除く。
- (9) 仕事からの帰宅①：最後の「仕事」の後にある「通勤・通学」の終了時刻。最後の「仕事」の前後に「通勤・通学」がなく、他の仕事の前後に「通勤・通学」がある場合は最後の「仕事」を持ち帰り仕事とみなし、その前に現れる「仕事」の後の「通勤・通学」の終了時刻とする。他の「仕事」の前後に「通勤・通学」がない場合は最後の「仕事」の終了時刻とする。
- (10) 仕事からの帰宅②：仕事からの帰宅①と同じ定義とするが、出勤時刻が17時以降の場合を除く。

なお、集計に当たっては次の取扱いをした。

- ① 前日から引き続き行われている「仕事」（午前0時から続いている「仕事」）は前日の「仕事」とする。
- ② 当日の「仕事」は0時15分以降、24時前に開始される「仕事」とし、「仕事」と「仕事」の間の中断が1時間30分以内の場合は継続しているとする。
- ③ 「仕事」の直後又は直前90分以内の「通勤・通学」をその仕事の「通勤」とする。なお、「通勤」が2つの「仕事」の間にある場合、上記の定義で重複してしまう場合は、先の「仕事」の「通勤」とする。
- ④ 通勤と通勤の間の寄り道が60分以内の場合は通勤が連続とみなす。
- ⑤ ③でいう「通勤」がなく、「仕事」がある場合は通勤時間が7分30秒未満とみなす。
- ⑥ 該当の「通勤」が午前0時からの場合は、その開始時刻は午前0時とする。

4. 行動者数（構成比）

行動者数は、調査日に該当の行動をした人の数をいう。構成比は行動者総数に占める各行動（開始又は終了）時刻（15分刻み）別行動者数の割合（％）。

5. 行動者率（％）

$(\text{行動者数} / \text{当該属性人口}) \times 100$

6. 平均時刻（時：分）

$\text{行動者の延べ時間} * / \text{行動者数}$

(*1日目の午前0時からの経過時間数)